

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日: 平成22年9月8日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)津島市 (施設名) 新開保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)加藤信子	定員(利用人数):115名
所在地:〒496-0071 愛知県津島市新開町5-6	TEL 0567-24-3645

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>津島市の中心部に近い田園地帯にあり、自然に囲まれた地域環境を生かして小動物の飼育や食育につながる野菜づくりなどが行われている。経験ある職員が「ひとりひとりを大事にする保育」の遂行のため積極的に取り組んでいる。</p> <p>保育面では、指導計画により、人権保育や食育指導など今日的なテーマでの保育に努めている。また、地域の保育ニーズに応じ、産休明けからの乳児保育と延長保育をよく受け入れている。行事や時間帯での異年齢保育も実施している。</p> <p>地元中学生の職場体験の受け入れや園児訪問、老人福祉施設への定期的訪問での老人との交流も実施している。乳児保育は個別担当制により、安定的で細やかな配慮が行われ、障害児もみんな一緒に過ごせるよう分け隔てのない保育環境に配慮している。立地上、一時保育利用希望者が多く、リピーターや当日限りのケースに応じて保育の進め方に工夫をするなど多様な保育ニーズによく応えている。</p> <p>園長は、市の保育計画、方針を踏まえた園の中長期計画などに取り組み、職員を指導しながら園の自己評価やサービスの点検、向上に積極的な役割を果たしている。また、毎日、門に立って、保護者とのコミュニケーションもよくとっている。個別懇談や希望面談日もあり、保護者と連携した保育に努めて、行事等での意向も取り入れている。また、園で策定した「保育の手びき」により、組織としての保育サービスの質の向上に取り組んでいる。職員は各種研修への参加の他、園内研修や市立3園での公開保育などにも参加し、実践力の向上に努めている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>公立園であり、園長の経営権限が限られており、建物設備や人事面などの計画に弱さがある。中長期計画もそのときの課題や改善内容が中心になっていものが多い。年次ごとの進捗をみるためにも前年度の実績評価・反省課題をまとめたり、具体的な計画が見やすい様式や計画書の綴り方の工夫があると良い。</p> <p>園としての建物の構造上動かしがたい制約のある環境(ニーズの高い乳児保育や一時保育スペース)について、今後も継続的に職員の知恵と工夫を図りよりよい保育環境づくりに努めるとともに、将来展望をもった計画検討を望みたい。また、職員の人材育成の視点から園内業務や園管理にかかわる諸業務を保育士等にも分掌し、参画意識を高めていくことも期待したい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受審したことによって今までの自分たちの保育を振り返り、保育環境が大切なことなど共通認識を持つことができ、保育の内容について見直す良い機会になりました。文書化されていない業務が多いのに気づくことも出来ました。マニュアルを作成し、業務をより統一した手順で行うことにより、個人による差が少なくなりました。今後はマニュアルが机上のものにならないよう努めていきたいと思います。</p> <p>評価結果として自然環境の良さを生かした保育や、一人ひとりを大切にする保育を丁寧に行っていることを認めていただいたことは、今後も継続して質のよい保育を目指していく意欲に繋がりました。また、項目ごとにいただいた評価については、今後の課題として受け止め検討を重ねながらさらなる質の向上を目指していきたいと思います。</p> <p>利用者アンケート調査により、要望や要求が詳しくつかめ、保護者支援の参考になりました。地域に開かれた保育園を目指し、職員全員で一層の努力を図っていききたいと思います。</p>
--

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

児童福祉法、児童憲章に基づいた保育理念と津島市の保育目標による園の理念、保育方針が事業計画、管理案等で明文化され、職員に配布し、職員会議で説明、意識付けをしている。園のパンフにも記載がある。保護者には入園時に園のしおりの配布や園長からの説明や、園便り等で広報している。また、遊戯室等に掲示し、子育て支援ひろば参加者等にも目に付くようにして、周知を図っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の次世代育成支援計画等の基本的な計画事項を参考に園の特徴を踏まえて策定した中長期計画があるが、園の沿革(保育サービスの事業実績や推移、設備整備状況等)と保育制度の動向や地域子育て家庭の状況、出生数など経営環境等の分析、課題把握が不十分のため、園が目指すべき目標・テーマ、年次ごとに事業進捗を検証する具体的な計画にはなっていない。事業計画の策定に職員も参加し、良く周知されている。行事等でのアンケートにより保護者の意向も入れており、保護者会等での説明と園便りでも広報している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10 (a) ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12 (a) ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長として、市の園長会や保育関係団体の研修会への参加や他団体機関誌や保育雑誌等を購読して、よく情報を把握している。市の職務権限に基づき、園の組織表で責任役割を明らかにし、園の運営計画を定め、管理案や保育計画・指導計画の立案、執行指導に当たっている。また、就任時より、第三者評価基準による福祉サービスの点検見直しを職員の参加の上で積極的に進めている。財務や人事等の権限が無い中、配分予算の効率的な執行のほか、職員の勤務態様に配慮し、年休、休憩、事務時間等がとりやすい労務環境作り、さらには使用期限を記してムダを出さない消耗品管理などで職員へのコスト意識の徹底と業務の改善や効率化によく努めている。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14 a ・ (b) ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15 (a) ・ b ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16 a ・ b ・ (c)

評価機関のコメント

市および公立園長会等を通じ、市の子育てニーズの傾向や各園の事業実績等の保育の動向等は把握されている。ただ、園を取り巻く子育て家庭の状況や出生数の推移、園舎や設備整備の耐用年数等保守状況、また、立地条件等を生かすための経営環境の把握にはやや弱さがみられる。公立のため評価基準で求められている経営資源や企画、財務、人事等、園長の権限は少ない中、乳児や一時保育の増に伴う施設・設備等の環境改善や加配職員の活用等を予算要求していくためにも的確な経営環境の把握と公立園として、組織的な対応が求められる。外部監査は行われていない。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17 (a) ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18 (a) ・ b ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19 (a) ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20 (a) ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

人事権限は市にあり、乳幼児の入園動向や障害児等加配職員は園の意向で人員配置をしている。市の目標管理による人事考課を試行実施している。自己申告制度もある。津島市職員として共済等福利厚生制度が整っている。職員の資質向上のため市と園の研修計画により、各種研修に参加させている。また、公立3園での公開保育等やテーマをもった園内研修も実施されている。研修後は職員会議で報告し、復命書や資料は回覧し伝達されている。実習生は市を窓口として、マニュアルにより適切、積極的に受け入れている。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

防犯会社による通報体制の他、事故防止等のマニュアルが整備されている。設備、遊具等は点検表により定期的に点検、記録されている。危険箇所や不具合は収集分析し、会議で確認し、必要な指示や対策を講じている。インフルエンザ等感染症対策はマニュアルにより市の看護専門監、保健師等とも連携した対応で、感染情報は掲示板等で保護者等にも周知している。ノロウイルス対応の嘔吐処理用品は各室に常備している。事例収集により、園庭の使い方をルール化したり、出入り口の角にクッションを巻くなどの対策も行われている。不審者対応訓練時に顔を知られていない実習生を不審者とするなどリアルな訓練もしている。乳児や障害児もいることから心肺蘇生法は年に1回全員が訓練を行っている。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ ② ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	a ・ ㉠ ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園外保育等での日常的な地域との関わり、他、中学生との職場体験の受け入れや園児訪問、老人福祉施設への定期的訪問での老人との交流を実施している。また、近隣保育所や病院等関連機関の一覧表が事務所に整備されている。要保護児童ケースもあり家庭児童相談室との連携実績もある。地域の事情から町内会や小学校との交流や連携に欠ける面があり、新保育所指針による小学校との連携強化が課題となっている。子育て支援センターを運営した経緯もあり、子育て支援の電話相談やひろば事業、また、特別保育としての一時保育サービスなどを積極的に実施している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園のパンフレットに「ひとりひとりを大切に保育」をうたい、子どもを尊重する明確な姿勢のもと、市の人権保育計画にも取り組んでいる。子どもが安心して生活できるための保育について定例会議や研修を実施している。園便りで知らせたり連絡帳を利用して相談・意見を把握するように努めている。出された意見に対して迅速に対応している。苦情解決の仕組みにおいて第三者への報告もなされ、機能している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	㉠ ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価の自主評価を全職員で実施し、受審につなげている。保育サービスの質の基準になる標準的な実施手順等をまとめた「保育の手びき」がある。保育サービスや児童に関する計画実施に関する諸記録が整備され、市の文書規程や個人情報保護のマニュアルで電子データも含め適切な管理体制が確立している。職員間で共通認識・課題を持つために報告・検討会議を実施し、保育記録等の見直し体制が確立している。利用者の状況も連絡会、職員会議と個別確認印による連絡ノートの回覧等で共有化を徹底している

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

市のホームページや園のパフレットなどでの情報提供と園の見学も随時受け入れている。さらなる情報提供のため園独自のホームページの作成も検討している。入所手続きは市で統一した諸書類によっている他、園独自の「保育園のしおり」と園長からの説明等により、細かなサービス提供上の情報を伝え、理解と同意を得ている。途中転園児の継続した保育のため発達状況等を引継ぐ文書様式と保育終了後の相談窓口の周知策を検討している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の計画書を基に、保育の目標を達成できるよう新指針による保育課程が作成されている。市統一の様式に従って児童に関する諸情報が収集記録されている。各種計画書は職員により、前年度の評価・反省に立って作成され、職員間で確認し新年度の指導計画に反映している。指導計画は定期的に担当が作成し、主任、園長の確認、指導がある。個別懇談会やアンケートで保護者要望による計画書の見直しもやっている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	a ・ ㉠ ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	㉠ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

全体として、保育課程を基本とした保育・指導計画が作成され、経験ある職員が「ひとりひとりを大事にする保育の遂行」(園内研修の今年度のねらい)を挙げ乳児幼児別会議等で共通理解を図りながら積極的に取り組んでいる。

保育面では自然に囲まれた地域環境を生かし、園外保育等での自然や地域社会とのふれあいが実践されている。採取した昆虫等の小動物を飼育したり、園を取り囲む田の様子が見えるよう子どもたちの視線を遮らないような植栽の工夫もしている。

産休あけからの乳児保育と延長保育をよく受け入れており、異年齢交流も計画・実施されている。食育として園で野菜づくりや食材カード等を用いた献立説明などに取り組んでいる。市による調理の外部一括委託のため調理実習や保護者との食の連携等を課題にしている。乳児保育は個別担当制により、安定的で細やかな配慮が行われている。障害児の受け入れ体制もしっかりしている。立地上、一時保育利用希望者が多く、保育の進め方に工夫をしてよく受け入れている。多様な保育ニーズによく応えているが、保育室が設立当時のままなため、職員による工夫に加え、環境による保育という面からさらなる環境設定の計画を進めていくことが期待される。